

◎新潟県告示第239号

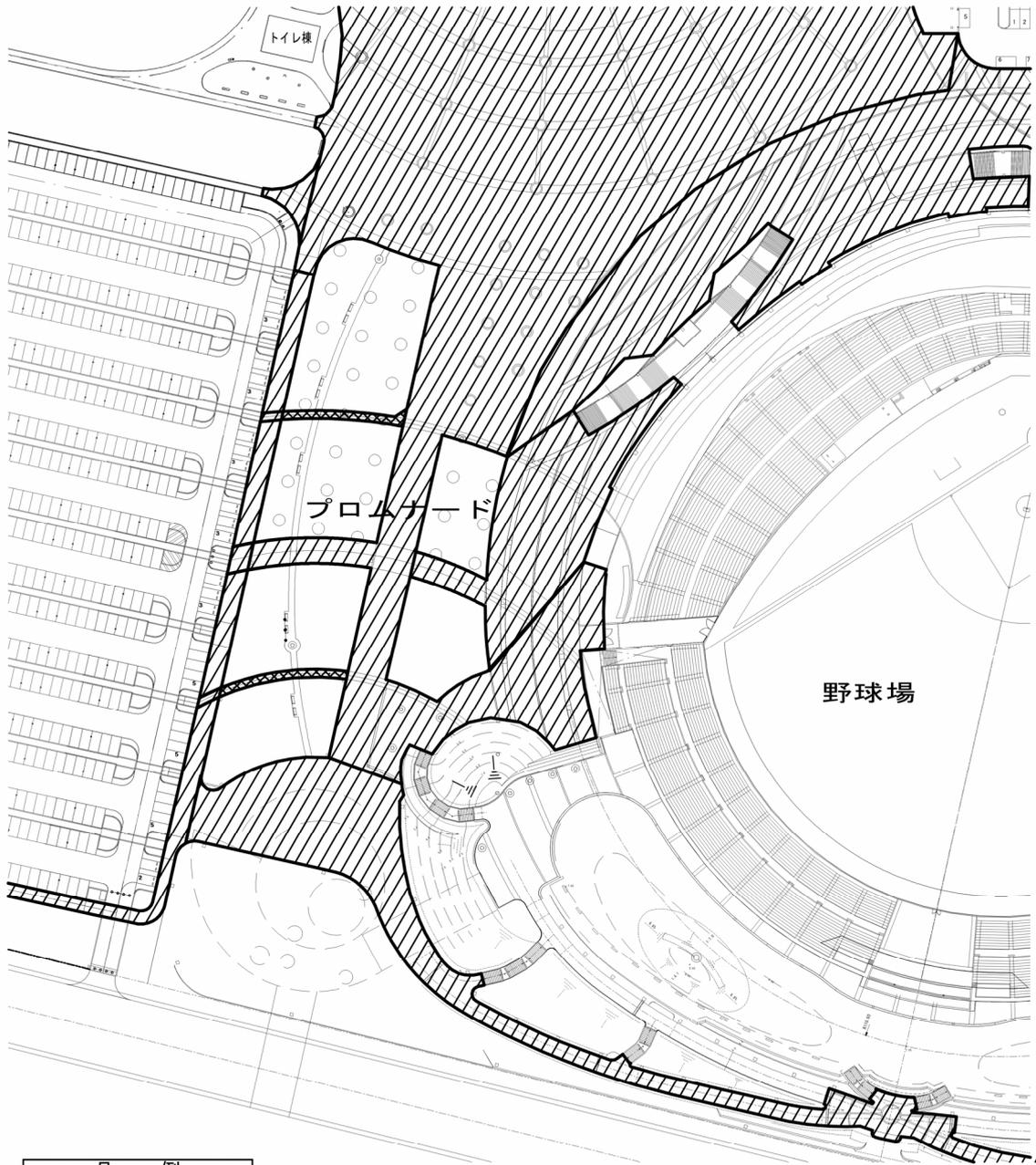
新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両のうち自転車に限り乗り入れができる場所の指定（平成21年6月新潟県告示第905号）を次のとおり変更する。

平成31年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市公園の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類  
園路
- 3 位置  
新潟市中央区長潟字宮谷内の一部
- 4 区域  
別紙図面のとおり
- 5 変更年月日  
平成31年3月15日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・自転車限定の乗入区域



凡 例	
自転車限定乗入区域	
今回変更区域※	

※自転車限定乗入区域の指定を解除する区域